

欧州経済統合と欧州財界のグローバル化戦略

高田太久吉

報告要旨

5月に行われたギリシャとフランスの選挙結果は、金融財政危機への対応策をめぐって迷走するユーロ圏に深刻な政治危機をもたらしている。しかし、現在の政治危機は、これら二つの選挙結果によって新たに引き起こされたものではない。なぜなら、今回の選挙結果は、それが欧州政治に引き起こす重大な混乱を含めて、いずれも事前に予想されていたからである。

2008年の金融危機発生以来独仏主導で進められてきたユーロ圏の危機対応策 財政危機に陥った「南」の加盟国に対し、IMFの協力を仰いで厳しい緊縮政策を強制し、合わせて「北」諸国の労働者に経済的犠牲を強いることで欧州統合を維持し、資本蓄積を進めようとする新自由主義的政策 が、単に経済危機の克服に逆効果であるだけでなく、不可避免的に欧州を重大な政治的混乱に陥れるという予想は、かねてより多くの専門家の指摘するところであった。それにも拘わらず、今日まで独仏政府とEU機関は、このような見通しのない自滅的路線から転換することができず、ギリシャを始めとする「南」諸国だけでなく、その他の諸国でも政情不安が深刻化するのを回避できなかったのである。

ところで、筆者が別の機会に詳しく説明したように、1980年代以降新自由主義的な政治路線が世界的に強まったのは、決して歴史の自然な成り行きではない。それは、1970年代以降の資本主義経済の構造的矛盾（資本の過剰蓄積）を資本の立場から克服するために財界と政府が連携して進めた政治的・政策的プロジェクトであった（拙稿 2011a）。そして、これまで米英のアングロ・サクソン型資本主義とは異なる福祉社会指向の混合経済（社会的市場経済）を目指していると考えられてきたEU諸国においても、過去30年の経済統合の過程で、全体としての経済政策の軸足が、次第に新自由主義的路線に移されてきたのである。その結果、欧州資本主義においても、労使間の矛盾が激化し、福祉国家の安定化機能が損なわれ、内的不均衡と外的ショックに対する経済システムの調整機能が衰退したのである。

このように、今回の欧州危機（経済的、政治的、イデオロギー的危機）の歴史的原因が、欧州における新自由主義的路線の強まりに求められるとすれば、始めに「南」の金融財政危機として顕在化した今回の経済危機が、新たな新自由主義的危機対応策を介して、経済危機に止まらずユーロ圏全体を巻き込む重大な政治危機（市場統合の正当性喪失）へと発展したとしても、それは何ら不思議なことではない。

ここで改めて問うべき問題は、ローマ条約(1957)から、単一欧州議定書(1986)、さらにマ

ーストリヒト条約(1991)を経て経済通貨同盟(EMU)へと、さまざまな経済的矛盾と外交的確執を克服して市場統合を実現してきた欧州において、どのような経緯で新自由主義的路線が各国政府と EU 機関の政治的プロセスに浸透し、社会的市場経済の基盤を掘り崩し、経済危機と政治危機の原因を作り出してきたのかということである。

欧州統合に関する最近の研究は、とくに独仏両国政府がさまざまな経済的・外交的摩擦にも拘わらず、繰り返される統合の危機に際して、つねに妥協と調整によって統合推進を選択してきた背景に、明確に意思統一された欧州財界の強い要求(市場統合とグローバル化戦略の結合)と積極的な働きかけ(ロビー活動)が作用してきたことを明らかにしてきた。そして、これらの研究によれば、このような欧州財界のグローバル化戦略に発する統合推進の動きは、統合の進捗に伴って欧州型資本主義を次第に「競争的資本主義」に変容させ、労使対立の激化、域内不均衡の拡大、経済格差の拡大、政府の調整機能の衰退をもたらし、結果的に、今回の未曾有の経済的・政治的危機の根源的要因を生み出してきたのである。したがって、目下の欧州危機の背景を理解し、欧州統合の現段階を歴史的に評価するためには、市場統合と欧州財界のグローバル化戦略との関係を立ち入って考察することが不可欠の作業と言えるのである。

1.) 欧州経済統合の始動(1969-70)

(1969) ハーグ・サミットで、加盟国首脳間で経済通貨同盟(EMU)設立が共通の目標として確認され、その実現に向けて狭義検討を進めることが合意された。これは、欧州統合へ向けての歴史的実験が始動したことを意味する。

(1970) Werner Report of 1970 が、課税、財政支出、公債発行などに関する政府の権限を欧州委員会に移譲する構想を提案。これは、通貨統合に至る高いレベルの統合の目標を先取りして提示したものと言える。

2.) 経済統合への独仏調整と合意形成(1972-83)

パリサミット(1972)で欧州経済共同体(EEC)を経済通貨同盟(EMU)に発展させることで加盟国首脳間の合意が成立。

(1979)欧州通貨制度(EMS)発足 経済統合への動きが再起動

域内通貨バスケットである ECU (欧州通貨単位) を為替相場算定の表示基準とする (99年のユーロ導入によって廃止) ことで域内通貨の安定化を図る。合わせて、域内資本取引の自由化を推進する。

為替レートメカニズム(ERM) 導入では、有利な為替相場をめぐる独仏の対立を調整

EMS は事実上ドイツマルク圏の成立(ドイツマルクが域内通貨のアンカーに)であ

り、以後、ブンデスバンクが通貨為替政策の主導権を握るようになる

(1983) 仏ミッテラン政権・ドロール財務省がドイツの通貨政策に歩み寄り、ドイツ連銀

も統合の推進に同意。その後、ドロールは欧州委員会(European Commission)委員長就任(1985-95)。かれの柔軟なアプローチで統合への合意形成が進捗。

同年、欧州最強のビジネスロビーターERTが結成され、以後欧州統合の進路に大きな影響を及ぼすようになる。

3) 欧州統合と財界ロビーター

欧州統合が1990年の域内資本取引自由化によってEMUの第一段階に移行して以降、ブルッセルをベースとする財界系、NGO系その他のロビーター組織の活動が急激に活発化した。EUの公式サイトの情報によれば、2008年9月現在、ブルッセルで活動するロビーターは15000人に達し、ロビーター組織の数は2500と言われている。(ロビーター活動の歴史と現状については欧州議会資料 *Lobbying in the European Union*, Briefing Paper, November 2007を参照されたい)

欧州経済統合に対して重大な影響を及ぼしている財界組織としては、ERTの他に、米商工会議所欧州委員会、UNICE(Union of Industrial and Employers Confederation of Europe)がある。これらのなかで、EUの内部組織ともっとも密接に結びつき、EU統合に関する議題設定と意思決定に直接的な影響力を及ぼしているのはERTである。

4) EMU実現への段階的な進展

(1986)単一欧州議定書(Single European Act: SEA)

EECがEMUに進むことが正式に目標として確認された

前提条件として、(1979)欧州通貨制度(EMS)発足、合議を容易にするための全会一致制の修正(多数決制)採用。1992年のマーストリヒト条約・1993年の欧州連合(EU)に向けての筋道(time table)を確認。1992年までに貿易の障害を基本的に撤廃することを盛り込む。ドロール報告(1989)が1990年7月をもって域内資本移動の完全自由化によって、EMU実現の第一段階に移行するスケジュールを提示。

1991年マーストリヒト条約成立(EUが成立)

1994年、EMUへの第二段階に移行。欧州通貨機関設立、財政規律条項合意

1997年 安定成長協定妥結 ドイツのユーロ加盟が確定

5) 経済通貨同盟(EMU)実現と新自由主義の強まり

1999年 共通通貨ユーロ導入、欧州中央銀行設立

ユーロシステム形成 2002年から単一現金通貨流通開始。

2000年 リスボン・アジェンダと欧州型ケインズ主義の転換

リスボン・アジェンダにはERTの意向が色濃く反映され、金融市場統合だけではなく、欧州の労使関係の根本的な変化(競争的ディスインフレ政策)が盛り込まれた。また、グローバル化を背景にした企業集中の促進が図られた。

政治的には、リスボン・サミットは、欧州統合をめぐる思想的相克の分水嶺を画した・・・それは、金融市場統合を促進しただけではなく、欧州の労使関係に根本的な変化をもたらした。 Bieling & Schulten, p.14

6) リスボン戦略の失敗と修正

2004年 リスボン・アジェンダの「失望的な結果」についての上級作業グループの報告。リスボン戦略を強化する「グローバル欧州」戦略提唱。

2008年 リーマンショックを契機とする金融・財政危機発生
危機対応策の混乱

2010年 リスボン・アジェンダ終了。新たに「欧州2020」採択

フランス・ギリシャの選挙結果（欧州政治危機）の背後にある問題

2000年代中ごろにはリスボン・アジェンダに沿った成長戦略とグローバル化戦略が所期の目標を達成できないことが誰の目にも明らかになった。欧州経済はリスボン戦略によって「世界でもっとも競争力のある」経済に変化するのに失敗し、経済成長率を二倍に引き上げ、失業率の大幅な改善を実現するという目標も完全に見失われた。このため、欧州財界と欧州委員会は、かれらの戦略をもう一度グローバル化の新しい進展に適応させるために、2006年に「グローバル欧州:世界での競争」と呼ばれる新しいグローバル化戦略を打ち出した。「グローバル欧州」戦略の中核におかれたのは、第一に、二国間あるいは地域的自由貿易協定(FTAs)の拡大であり、第二に、多国籍企業のグローバルな活動の障害となるあらゆる規制を域内域外を問わず可能な限り取り払う自由化政策の推進であった。

「グローバル欧州」の原案は、2005年に欧州委員会の内部で作成された、EUの貿易政策を見直し、GATTのWTO交渉を促進するための文書(「貿易と競争力に関する個別報告」)であった。この文書の作成過程では、財界団体や財界人との非公開の会合が積み重ねられ、その度に文書は何度も書き換えられた。こうした会合で財界側の総意を代表したのは、少数のエリート経営者の集まりであるERTではなく、欧州産業経営者団体連盟(UNICE)と呼ばれるEU加盟各国の中小企業を含む経営者団体で構成される財界ロビーであった。

欧州委員会がFTAを重視する新たな戦略を打ち出した背景は、GATTのWTO交渉が、参加国で多数を占めるようになった途上国や国際的活動を活発化させる市民組織の批判によって、必ずしも一部工業国とその財界が望む高いレベルの貿易自由化を達成できなかったこと、とりわけこの交渉過程で欧州と米国との間のグローバル化をめぐる思惑の違いが表面化したことであった。このため、欧州財界は、高いレベルでの合意形成が難しい多数国間自由化協定に代わって、選別的に外交的手段が利用できる二国間を含む自由貿易協定の拡大により大きな期待をかけるようになったのである。

FTA交渉では、財界側は輸出産業や金融・サービス産業が中心になって欧州委員会に優

先的な交渉相手国のリストを示し、交渉を通じて実現すべき「自由化」の規準を提示し、交渉の妥結にむけてさまざまな支援を行う。WTO 成立後の FTA 交渉では、単に財の貿易だけではなく、投資自由化と投資家保護、金融・保険を含むサービスや政府調達市場の自由化、さらに、知的所有権のより強固な保護など新しい問題が重要な議題になった。

2000 年代後半期に入り、新自由主義的グローバル化の推進を目指した WTO ドーハラウインドの破綻が明らかとなった状況のもとで、TPP をふくむさまざまな地域的あるいは二国間自由貿易協定を目指す動きが世界的に強まった。こうした動きの最大の推進力となっているのは、激化するグローバル競争の中で激しい生き残り競争を展開する各国の多国籍企業を中心とする財界勢力とそのロビー組織である。政府と財界が交渉相手国と達成目標を選別し、政府間交渉を通じていわば各個撃破的に高いレベルの貿易・投資の自由化を実現することをめざす「グローバル欧州」戦略は、このようなグローバル化の現段階の状況に適應する欧州財界の最新の戦略に他ならない。

しかし、2008 年の国際金融危機を契機にして顕在化した欧州の金融財政危機と、これをもたらした市場統合の深刻な危機は、リスボン・アジェンダから「グローバル欧州」へと繋がる欧州財界のグローバル化戦略が、それ自体大きな矛盾と限界を抱えていることを改めて明らかにした。

財界自身の思惑さえ超えて強まるグローバル競争のもとで、欧州企業の競争力強化を最優先しながら、「知識依存型」社会モデルへの移行によって良質の雇用機会を創出し、経済成長率を高めるという「二兎を追う」政策は、苦し紛れのカラ約束でなければ、まったくの幻想にすぎない。実際には、欧州多国籍企業は、競争力強化と収益確保を理由に雇用と賃金を削減し、これによって確保した利潤を、積極的な生産性向上につながる研究開発や設備投資ではなく、資本輸出の拡大と財務的運用（自社株買い、M & A をふくむ）に振り向けてきた。

欧州企業のこのような行動は、一方では競争に勝ち残るためのグローバルネットワークを構築する必要から余儀なくされたものであり、他方では、資金の「効率的」運用と株価上昇を求める国際金融市場（金融機関と機関投資家）からの要求に応えるためである。要するに、グローバル競争と「経済の金融化」が歯止めなく進行する現代資本主義のもとでは、絶大な権力を与えられた多国籍企業の経営者でさえ競争圧力によって裁量権を厳しく制約されており、企業活動と資本市場に対する政府の包括的な規制・介入・誘導なしに、企業が競争的努力を通じて、豊富に良質な雇用機会を創出し、失業率の低下に貢献すると期待するのは夢物語になっているのである。

前記の「グローバル欧州」戦略は 2010 年をもって終了したが、この手直しされたりスボン戦略が最終的にもたらしたのは、欧州全体を巻き込んだ未曾有の金融財政危機であり、危機対応をめぐる各国政府と EU 機関の出口の見えない混乱である。要するにフランスとギリシャの選挙結果に表れた「民意」が意味しているのは、EU の経済政策を多国籍企業と大手金融機関を中心とする財界の政治的影響力から切り離し、労働組合や市民組織を含

む多様な社会階層の要求を反映できる民主的な意思決定の仕組みを EU レベルで確立することなしに、これ以上統合の正当性を維持するはできないということである。

(註) EU 機関と欧州財界が今回の危機打開に展望を持つことができず、欧州の社会的統合確保と市場統合の正当性維持に深刻な不安を感じていることは、失敗に終わったリスボン戦略および「グローバル欧州」戦略に変えて、2010年3月欧州委員会が更なる新戦略「欧州2020：賢明、持続的、包含的な戦略」を打ち出した経過に表れている。この戦略は、今後10年間で20～65歳の成人の就業率を75%に引き上げ、GDPの3%をR&Dに充当し、就学率を引き上げ、貧困者を2000万人減少させるという目標を掲げている。これらの目標設定から見えてくるのは、EU機関と欧州財界が破綻した競争重視のグローバル化戦略を見直し、再び域内経済の再建と欧州社会の統合性維持にこれまで以上の優先度を与えている様子である。この変化が欧州統合のリスボン・アジェンダ以来の欧州型新自由主義路線からの実質的転換を意味するかどうかの判断は、今後の検証に待たなければならない。

欧州各国では、第二次大戦後米英とは異なる価値多元主義、労使共同決定、政府の積極的な調整機能を共通の構成原理とする福祉国家が形成されてきたが、これらの原理は1980年代以降加速したグローバル化と、それへの政策的対応を求める財界の要求によって次第に掘り崩されてきた。その結果、多くの国で社会保障制度の切り崩しが進み、労使対立の激化、経済格差の拡大、失業率の上昇、長期不況と財政危機が進行し、公的規制と社会保障制度を中心とする福祉国家の社会的統合機能が衰退すると同時に、金融市場の投機市場化が顕著になり、経済危機を深刻化させてきた。こうした欧州型社会モデルの変容を端的に示したのが、今回の金融・財政危機と、独仏主導のもとで進められたEUの危機対応政策であり、さらにはいまや欧州全体で深刻化する政情不安、極右勢力の目覚ましい伸長である。

今回の金融・財政危機が浮き彫りにしたのは、1957年のローマ条約から始まった欧州市場統合の過程が、1999年のEMU成立と単一通貨導入によって一応の目標を達成したが、それが歴史的な統合過程の完成ではなく、一つの通過点に過ぎなかったという厳然たる事実である。

EMUが単なる通過点に過ぎないということは、もとより新しい知見ではなく、すでにこれまで多くの識者によって繰り返し指摘されてきた。これらの人々の多くは、単一市場と共通通貨を基軸とする市場統合が実質的に完成するためには、加盟国全体の強固な政治的統合と、それによって可能になる高いレベルの政策調整の実現が不可欠であると指摘してきた。

しかし、今回の金融・財政危機とその後の経過が示しているのは、そのような現在では「通説」ともいえる欧州統合のとらえ方が、市場統合と政治統合を二元論的に見て、それらの在り得べき調和を想定する形式的な議論にすぎないということである。

金融・財政危機の根源にある問題は、単に市場統合が政治統合を置き去りにして進めら

れてきたという統合の手法に関わる問題ではない。真の問題は、欧州統合を推進する政治プロセス自体が、グローバル化のもとでEUレベルでの競争政策を求める欧州多国籍企業の要求によって次第に支配されるようになり、EU機関と財界ロビーの密接な関係のもとで政治的意思決定における民主主義と多元主義が担保されなくなり、その結果、加盟国政府とEU機関が、加盟国の主権および労働者・市民の権利を重視する欧州型社会モデルの調整と刷新に取り組むことを困難にしてきたということである。深刻な財政危機に苦しむ南欧諸国に対して実現困難な緊縮政策を一方向的に押し付けてきた独仏主導の危機対応政策はこのことを端的に表わしている。

その意味で、今回の金融財政危機として発現した欧州統合の矛盾は、単に域内不均衡を始めとする経済的な矛盾に止まるものではなく、すぐれて政治的な矛盾である。したがって、欧州市場統合を再度展望の在る軌道に乗せるためには、とりあえず危機対応策としてギリシャを始めとする南欧諸国へのEUレベルの適切な支援強化が不可欠であるとしても、それで事足りるわけではない。市場統合の基本計画に責任を負う政治プロセス自体を財界と多国籍企業の支配から解き放ち、欧州委員会を始めとするEU機関の意思決定の民主性・透明性を高め、市場統合に対するこれら機関の説明責任を抜本的に強化することなしに、経済危機の根源的要因を除去することはできないし、そもそも欧州統合の政治的・経済的正当性を維持することもできないであろう。